

## くらしの危険 // 悪質商法の二次被害にご注意ください //

### 事例

6年前に資格取得用教材の電話勧誘があり、最初は断っていたが、何回もしつこく勧誘され、結局契約してしまった。しかし、教材は買ったものの、勉強する意欲が続かずそのまま放置していた。最近になって「資格を取るまでは自動継続になっている」と電話があり、更なる教材の購入を勧誘された。その気がないので断ると、「途中でやめるには手数料40万円が必要だ」と言われ、その後も執拗に電話があり困っている。(30代 男性)

二次被害とは、事例のように、一度消費者被害に遭った人に対して、既に支払いが完了しているにも関わらず、「以前の契約が継続中です」などと言って勧誘する手口による被害です。更新料や退会手数料などを不当に請求したり、新たな契約を勧誘したりするもので、中には10年以上も前の契約にこじつけて勧誘してくるケースもあります。過去に「資格講座」や「会員サービス」等の契約をした消費者がターゲットになる事例が多く見受けられます。

これらは非常に悪質な販売方法で、過去の契約等の個人情報を用い、全く根拠がないのに、あたかも支払い義務があるかのように消費者の不安をあおるもので、そのほとんどが自宅や職場への長時間あるいは複数回の執拗な電話勧誘によるものです。

悪質業者にとって新たに勧誘するよりも、一度契約した消費者を狙って勧誘した方がだましやすいのと、過去に契約した人の名簿がいわゆる「カモリスト」として業者間で流通していることなどが、二次被害のトラブルが増加する要因といわれています。

### 消費者へのアドバイス

- ①悪質業者は、以前の契約から数年経ち、消費者の記憶が薄れかかったところを見計らって勧誘の電話をします。電話がかかってきても業者の話を聞かず手短かに電話を切るようにしましょう。
- ②以前の契約の支払いを完済していれば、資格を取ったかどうかに関わらずその契約は終わったこととなります。業者の言葉に惑わされず、きっぱりと断りましょう。
- ③業者を信用して、又は勧誘を断りきれずに、不要な契約を結んでしまった場合でも、電話勧誘による契約は契約書の受領日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。
- ④不要な契約を結んでお悩みの方は、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

### 小鳩だより



松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会  
問合せ／福祉健康課社会福祉担当 ☎ 991-1874

## 「広げよう、地域に根ざした思いやり」

松伏町民生委員・児童委員協議会 会長 中村 利子

この度、松伏町民生委員・児童委員協議会の会長に再任させていただきました。

皆様ご承知のように、少子・高齢化社会が進展し、生活様式が多様化する複雑な時代となりました。

昨年の流行語にもなった「無縁社会」と言われるように、一人暮らしの高齢者や全員が65歳以上の世帯など、地域の支えが必要な家庭が増加しています。また、幼児虐待や不審者の出没など、子どもたちが安心して暮らせる環境が脅かされています。

このような状況の中で、より一層、行政と民生委員・児童委員との連携を深め、安心して暮らすことのできる明るい地域社会が実現できることを目指して参りたいと思います。

今後とも皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。



### わが家のエンジェル

My Sweet Faces!



くうが  
小 堤 空 河 くん  
[H21.10.6]

コメント  
いつも元気と笑顔を  
ありがとう。  
[邦彦・有香]  
(大字築比地)

### ～わが家のエンジェル募集～

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。「わが家のかわいい子を紹介したい」方、ぜひご応募ください。

■応募方法／写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当まで郵送もしくはご持参ください。

■その他／応募多数の場合は、先着順に掲載します。